【工事現場への標識の提示】

番号	標識名称	注意事項	掲示の根拠	掲示場所	
①	工事看板	工事名、発注者、監理者、施工者、施工者の連絡先　等 表示板の大きさは900mm×600mm程度。	工事監理指針(「現場表示板」の項)	公衆の見やすい場所 提示	
②	建設業の許可票	「公衆」の「見やすい場所」に掲示しなければならない。 標識寸法:(縦)25cm以上×(横)35cm以上。(B4サイズ程度以上) 工事下請負者は不要。	建設業法第40条 建設業法施行規則第25条1,2		
③	建築確認票	「公衆」の「見やすい場所」に掲示しなければならない。 標識寸法:(縦)25cm以上×(横)35cm以上。	建築基準法第89条		
④	建設リサイクル法 通知済票	豊橋市建築指導課発行のもの。 発注者から渡され指示があった場合に掲示。	建設リサイクル法第33条		
⑤	建築物等の解体等の 作業に関するお知らせ	建築物の解体・改修等の作業を行う場合に、「石綿使用の有無についての 調査結果等」を掲示しなければならない。	大気汚染防止法、労働安全衛生法、 石綿障害予防規則及び条例等		
⑥	再生資源利用(促進)計画	再生資源利用(促進)計画を公衆の見えやすい場所への掲示する	令和4年国土交通省令第65号		
⑦	施工体系図	「工事関係者」及び「公衆」が「見やすい場所」に掲示しなければならない。 大きさに関する規定はありませんが、読みやすい大きさにする。	建設業法第24条の7第4項 入契法第13条第3項		工事関係者の見やすい場所 提示
⑧	建設業退職金共済制度適用 事業主工事現場標識	「建設現場」に掲示しなければならない。 (現場の労働者の中に、中小企業退職金共済法に基づく建設業退職金共済制度 の対象者がいる場合に掲示が必要。)	入契法指針		
⑨	労災保険関係成立票	「見やすい場所」に掲示しなければならない。 標識寸法:(縦)25cm×(横)35cm・地色:白・文字:黒。(B4サイズ程度以上) 成立年月日:最新の更新日ではない。 **1億9千万円未満の工事は、更新日ではなく一番最初の日付(例えば「昭和〇〇年〇月〇日」となる)。1億9千万円以上の工事は1件毎の成立日となる。**	労働者災害補償保険法施行規則第49条 労働保険徴収法施行規則第77条		
⑩	作業主任者一覧表	「作業場」の「見やすい場所」又は「必要な箇所」に掲示する。 (標識寸法:規定なし) 例:酸欠危険作業主任者、危険物取扱作業主任者、 特化物等作業主任者、足場組立作業主任者　など	労働安全衛生規則第18条、第16条関連		
⑪	緊急時連絡表	「事務所、詰所等」の「見やすい場所」に掲示しなければならない。緊急時に誰もが必要な箇所に連絡が取れるよう事務所、詰所以外の現場の見やすい場所にも掲示する。(標識寸法:規定なし)	愛知県建設部監修「土木工事現場必携」 第3章3－1施工計画(P34)		

※　標識を掲示する板は、風等で倒壊することがないよう強固な支柱等に固定する。また、各標識によって掲示しなければならない場所が規定されているので、１枚の板に全てを掲示する必要はない。

※　掲示した標識は、設置状況を撮影（全景、拡大）し、工事写真（保安設備など）に整理後、しゅん工時に提出する。

※　「施工体系図」は公衆の見やすい場所、工事関係者の見やすい場所それぞれに掲示する。